

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

国では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うために給付金を支給することとしています。

堺市では、現在、対象児童1人当たり現金5万円を6月下旬に支給開始できるよう、令和4年第2回市議会へ補正予算案を提案します。

1 対象者

(1) ひとり親世帯分

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方【申請不要】
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)【要申請】
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方【要申請】

(2) ひとり親世帯以外の子育て世帯分

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方【申請不要】
- ②対象児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等)の養育者であって以下のいずれかに該当する方【要申請】
 - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

2 支給開始

(1) ひとり親世帯分 6月下旬～(申請不要の場合)

(2) ひとり親世帯以外の子育て世帯分 7月中旬～(申請不要の場合)

※申請が必要な方の申請開始時期は令和4年7月以降となる見込み。申請後、審査を経て、概ね1か月～2か月後に支給予定。詳細が決まり次第、堺市ホームページ等でお知らせします。

3 令和4年度6月補正予算額 1,345,528千円

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 電 話：072-228-7331 ファックス：072-228-8341
----------------------------	--